



警察署長の駐車許可制度について

①改正年月日

警察署長の駐車許可について、その運用や申請書の様式が変わりました。

令和7年（2025年）7月1日（火）



②主な改正ポイント

警察署長の駐車許可

（1）申請手続きの簡素合理化

- 駐車場所が県内の複数の警察署管内の管轄区域にまたがる場合は 申請の受理や許可証の交付は**一の警察署で一括して対応**が可能となりました。
- 定期的に申請を行う場合で、過去に許可を受けた申請と同内容の申請については申請書に添付する書類は変更がある書類のみとし、**省略可能**とします。

（2）申請書様式の改正(全国統一)

駐車許可申請書の**様式変更**、再交付申請書、記載事項変更届の様式の新設

- 駐車許可を受けるとき、駐車場所を追加するとき・駐車許可申請書
- 許可証を紛失、滅失、汚損、破損等したとき・・・駐車許可証再交付申請書
- 許可を受けていた駐車場所を削除するとき・・・駐車許可証記載事項変更届

（3）許可証の廃棄

必要のなくなった許可証は交付を受けた方による**廃棄が可能**となりました。

（4）許可の期間

反復継続的な用務に使用する車両に係る許可証の有効期間については、許可の有効期間中に当該許可対象の道路車線の減少その他の道路環境の変化が生じることが合理的に予想される場合や、当該用務が短期間である場合等の例外的な場合を除き、原則として**1年**とします。

駐車許可申請書	
警察署長 様	
住所 (所在地)	
申請者 氏名 (名称)	
電話	
番号標に表示されている番号	
許可を受けようとする日時	期間
許可を受けようとする場所	
許可を受けようとする理由	
第 号	
駐 車 許 可 証	
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。	
条 件	
年 月 日	
警 察 署 長 印	

駐車許可申請書

- ・車両のナンバー
 - ・駐車日時
 - ・駐車場所
 - ・駐車理由(用務名)
- の記載のみで、車種、車両の長さ、幅の記載は不要になりました。

駐車許可証

③許可の要件(岐阜県道路交通法施行規則第5条の8)

1 駐車日時

- (1) 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。
- (2) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

2 駐車場所

- (1) 駐車禁止の規制のみが実施されている場所(無余地となる場所及び放置駐車となる場合にあっては法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。)であること。
- (2) 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

3 駐車用の用務

- (1) 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
- (2) 5分を越えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
- (3) 道路使用許可対象行為を伴う用務でないこと。

4 駐車可能場所の有無

- (1) 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近
- (2) その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内の範囲

④申請要領等

・ 駐車許可申請書、再交付申請書、記載事項変更届

- 駐車許可を受けるとき、駐車場所を追加するとき・・・駐車許可申請書(第1号様式の10)
- 許可を受けていた駐車場所を削除するとき・・・駐車許可記載事項変更届(第1号様式の11)
- 許可証を紛失、滅失、汚損、破損等したとき・・・駐車許可再交付申請書(第1号様式の12)

・ 申請に必要な書類

◎ 駐車許可申請に必要な書類

- (1) 駐車許可申請書 2通
(駐車する場所が複数ある場合は、駐車場所(訪問先)を記載した別紙を含みます。)
- (2) 自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面 1通
- (3) 申請に係る場所及びその周辺の見取図 1通 (建物又は施設の名称等が判別できる程度のもので申請に係る場所に印を付したもの)
- (4) 申請に係る用務を明らかにできる書面 1通
※ 車検証等により、●●訪問看護ステーション、●●訪問介護事業所、●●引っ越しセンターなどその用務が疎明できる場合は不要です。

・ 駐車許可証の掲示

許可を受けた駐車をする時は「駐車許可証(駐車場所の一覧表を含む)」を車両の前面の見やすい箇所にその表示事項が前方から見えるように掲示してください。

※改正前の制度で交付を受けた標章はその許可期間中、継続して使用することができます。

⑤申請手続の簡素合理化

・申請窓口

県内の複数警察署にまたがる駐車について一つの警察署で申請、許可証の交付を受けることができます。

・申請に必要な書類

定期的に申請を行う場合で、過去に許可を受けた申請と同内容の申請については、申請書に添付する書類は変更がある書類のみとすることができます。

(例) A署、B署、C署にまたがる駐車をA署に一括で申請する場合の手続の流れ

- ①駐車許可申請書（2通）
（別紙の駐車場所一覧表を含む）
- ②自動車検査証等
- ③駐車する場所の地図
- ④駐車する用務を明らかにできる書面



申請

A警察署

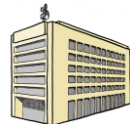


申請受理

関係書類を送付

申請内容を審査

B警察署



審査結果連絡

A警察署



A警察署



交付



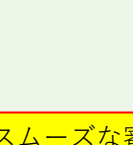
関係書類を送付

A警察署



審査結果連絡

C警察署



- ①の駐車場所一覧表
 - ③の駐車する場所の地図
- は、駐車する場所の管轄警察署ごとにまとめて記載してください。

申請書類は申請した警察署で受理しますが、審査のために必要な書類を駐車場所を管轄する警察署へ送付する必要があります。そのため、書類の送付等の手続に日数を要します。許可を受けたい日の遅くとも**1週間前まで**には申請してください。

スムーズな審査手続のためにご協力をお願いします

定期的な申請で、過去に許可を受けた申請と同内容の申請に係る書面の省略

※制度改正後、1回目の申請は添付する書類を全て提出してください。

- ①駐車許可申請書（2通）
（別紙の駐車場所一覧表を含む）
- ②自動車検査証等
- ③駐車する場所の地図
- ④駐車する用務を明らかにできる書面

次回申請時

- ①駐車許可申請書（2通）
（駐車場所一覧表の別紙を含む）
- ②～④は申請内容に変更がある内容のみの提出

ご協力をお願いします。

添付書類を省略する申請は、申請の際に前回の許可と同一内容の申請であることを確認する必要がありますので、**前回受けた許可証（写し）を持参してください。**

申請書等の様式、記載例は岐阜県警察ホームページにてダウンロードして御使用ください。